

# 北茨城市 地域公共交通計画

Regional Public Transport Plan in Kitaibaraki

活力を育み暮らしを支える  
持続可能な公共交通ネットワークの実現



令和6年3月  
北茨城市



## ごあいさつ



本市はこれまで、「第5次北茨城市総合計画」及び「北茨城市都市計画マスタープラン」に基づき、まちの活力を育み、誰もが快適に、そして安心して生活できる交通体系の実現を目指し、道路整備や公共交通網の維持・確保に努めてまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行等により社会経済構造が大きく変化する中、自家用車を移動手段の主軸としたライフスタイルの定着などにより、公共交通の利用者数は減少傾向にあります。加えて、交通事業者の運転手不足や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化、物価高騰など地域公共交通を取り巻く環境は、以前より厳しい状況にあります。さらに、自動車運転免許証の返納者の増加が予想され、移動手段を持たない方の通院や買物等の日常生活を支えるため、将来にわたり公共交通の維持・確保をすることが今まで以上に求められております。

このような現状や課題等を踏まえ、このたび本市では「活力を育み暮らしを支える持続可能な公共交通ネットワークの実現」を基本理念とした「北茨城市地域公共交通計画」を策定いたしました。

本計画では、地域毎の実情に即した利便性の高い、かつ持続可能な公共交通網の構築のため、市巡回バス等の再編や公共交通空白地域における新たな移動手段の創出、JR常磐線との乗り継ぎ改善、待合環境の整備などに取り組んでいくこととしております。その実現には、行政、市民及び事業者が一体となって取り組むことが必要不可欠となりますので、皆様におかれましては更なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました北茨城市地域公共交通会議の委員の皆様を始め、アンケート調査等を通じ、貴重な御意見、御提言をお寄せいただきました市民の皆様並びに関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

北茨城市長 豊田 稔



## 目 次

序章 計画策定の目的と位置づけ .....	1
1章 公共交通に関する現況整理 .....	5
1-1 地域特性の整理 .....	6
1-2 公共交通の現況把握 .....	12
2章 上位・関連計画等の整理 .....	19
3章 各種アンケートの実施 .....	27
3-1 市民アンケート調査 .....	29
3-2 公共交通利用者アンケート調査 .....	49
3-3 交通事業者、その他の関係団体アンケート調査 .....	70
3-4 高校生アンケート調査 .....	74
3-5 市内企業アンケート調査 .....	77
3-6 集客施設事業者アンケート調査 .....	82
4章 地域公共交通に関する課題抽出 .....	83
5章 地域公共交通の目指すべき方向性 .....	87
5-1 基本理念及び方針 .....	88
5-2 将来公共交通ネットワークイメージ .....	89
5-3 計画の目標及び実施事業 .....	90
6章 計画の達成状況の評価 .....	103



# 序章

## 計画策定の目的と位置づけ

---

# 序章 計画策定の目的と位置づけ

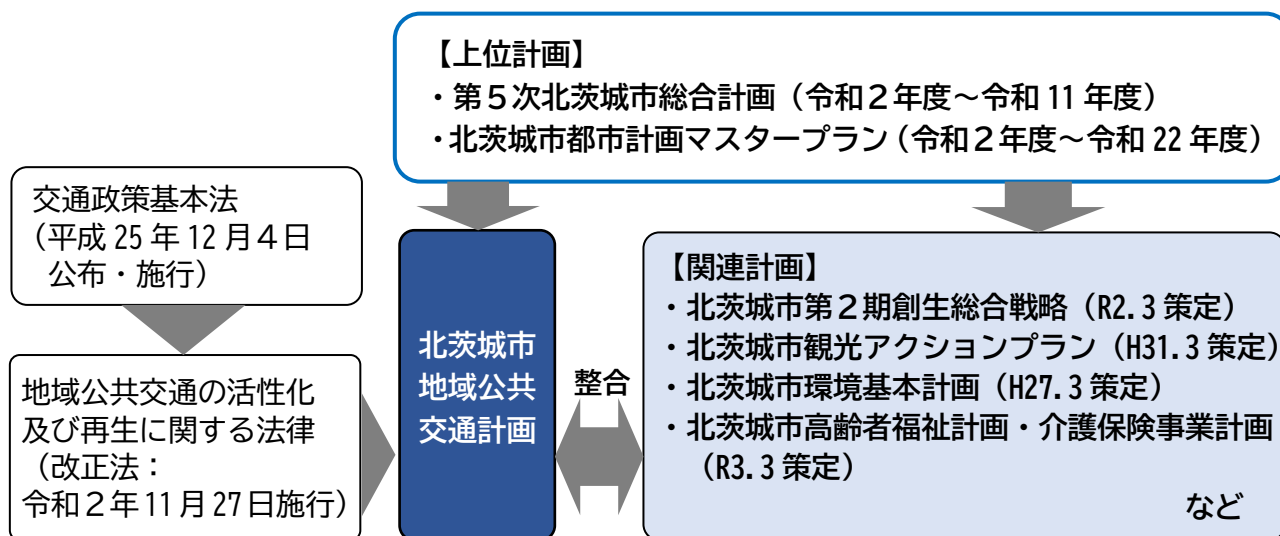
## (1) 計画の目的

本市では、自家用自動車への依存の高まりや少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式の普及等、社会情勢の変化を見据えた上で住民の多様な移動ニーズを踏まえつつ、公共交通の更なる効果的かつ効率的な運行が求められています。その一方で、通勤・通学及び買物・通院での日々の交通手段の確保や高齢化に伴う運転免許返納で自動車等の移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を送る上でより一層重要な役割を担っています。

このことから、本市にとって望ましい公共交通の姿を明らかにし、地域住民及び利用者にとって利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するため、北茨城市地域公共交通会議において協議し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に規定する公共交通施策のマスタープランとなる「北茨城市地域公共交通計画」を策定します。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、上位計画の「第5次北茨城市総合計画」及び「北茨城市都市計画マスタープラン」に即し、「北茨城市第2期創生総合戦略」や「北茨城市観光アクションプラン」などとの整合を図り、総合的なまちづくりの一環として、公共交通に係る事項を位置付ける計画とします。



### ■SDGs における位置づけ

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない」という誓いの下、持続可能でより良い社会の実現を目指す、国際社会共通の目標です。

本計画は、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の目標に位置付けられ、この5つの目標達成に向けて取組みを進めていきます。





### (3) 計画区域

本計画は、北茨城市全域を対象とします。ただし、広域交通圏における連携を強化・充実するため、近隣市についても検討の対象に含めます。

### (4) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、計画の期間内においても、今後の社会情勢などの変化や関連計画の見直しなどに適応するよう、必要に応じて計画の見直し・修正を行います。

#### ■本計画と主な関連計画の計画期間

年度	・・・	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	・・・	令和22
	・・・	2024	2025	2026	2027	2028	2029	・・・	2040
北茨城市総合計画	令和2～令和11年度								
北茨城市都市計画 マスタープラン	令和2～令和22年度								
北茨城市 地域公共交通計画		令和6～令和10年度（5年間）							

#### ■地域公共交通計画とは

多くの地域で人口減少の本格化に伴い、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化など厳しい状況に直面しています。一方で、高齢者の運転免許の返納件数は依然高い水準にあり、受け皿としての移動手段を確保することが、ますます重要な課題になっています。

こうした状況を踏まえ、地域における移動ニーズに対し、地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を策定し、既存の公共交通サービスの改善を図るとともに過疎地などにおいては、自家用有償旅客運送、スクールバス、福祉輸送等の地域の輸送資源を最大限活用する取組みを促進するための制度の充実を図っていくことが求められています。

